

貸付料及び貸付期間算出の基礎を記載した書類

(1)貸付料の額の算出の基礎

政令等で定められた各費目の額の計上方法は、それぞれ次の通りとする。なお、項目はすべて消費税込みとする。

【特定更新等工事に係る債務を除くその他の債務の残高を示す収支予算の明細】※追加事業とは、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部をいう。

(収入)			
①貸付料	会社における料金収入・計画管理費の収支差を、貸付料として会社から受け入れるものとして計上。		
②占用料等	占用料等として受け入れる額を計上。資産買戻しとして地方公共団体から受け入れる予定額を含む。		
③出資金等	会社における新設・改築等の出資対象事業の投資額に出資率を乗じて算出した額を、政府及び地方公共団体から受け入れるものとして計上。		
(支出)			
①管理費等	機構の行う業務の計画等に基づいて算出した額を計上。 追加事業の額は追加事業に係る消費税に基づいて算出した額を計上。		
②支払利息	機構の債務残高、想定した金利条件に基づき算出した額を計上。 将来調達金利は0.79% (R2)、1.08% (R3)、2.05% (R4)、3.03% (R5)、4.00% (R6～)と設定。 追加事業、追加事業を除く支払利息の額は、それぞれの平均債務残高に基づき算出した額を計上。		
③無利子貸付金	収入で計上した出資金の額を、会社に貸し付けるものとして計上。		
(債務額)			
①債務残高	承継債務額及び会社からの引受債務並びに収入の①から③までと支出の①から③までの額の収支差に基づき算出した額を計上。なお、債務残高は「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)」に基づく高速道路利便増進事業のため、平成20年度において一般会計に承継した機構債務を反映し、平成22年度及び平成28年度において高速道路利便増進事業の計画変更に伴い見直し。		
②会社からの引受け債務	有利子借入金	追加事業を除く	会社における新設・改築等の事業計画に基づき、各事業の完成毎に、これに要した債務を会社から引き受けるものとして算出した額を計上。
		追加事業	
	社会資本借入金		
	無利子借入金		

【特定更新等工事に係る債務の残高を示す収支予算の明細】

(収入)			
①貸付料	会社における料金収入・計画管理費の収支差を、貸付料として会社から受け入れるものとして計上。		
②占用料等	占用料等として受け入れる額を計上。		
(支出)			
①管理費等	機構の行う業務の計画等に基づいて算出した額を計上。		
②支払利息	機構の債務残高、想定した金利条件に基づき算出した額を計上。 将来調達金利は特定更新等工事に係る債務を除くその他の債務の残高を示す収支予算の明細書と同様に設定		
(債務額)			
①債務残高	会社からの引受け債務、債務返済開始前の引受け債務に係る消費税相当額及び債務返済開始前の支払利息相当額並びに収入の①から②までと支出の①から②までの額の収支差に基づき算出した額を計上。		
②会社からの引受け債務	有利子借入金	特定更新等工事に係る債務 その他の債務	会社における特定更新等工事等の事業計画に基づき、各事業の完成毎に、これに要した債務を会社から引き受けるものとして算出した額を計上。
③債務返済開始前の引受け債務に係る消費税相当額	債務返済開始前における会社からの引受け債務に係る消費税額に相当する額を計上。		
④債務返済開始前の支払利息相当額	債務返済開始前における支払利息に相当する額を計上。 将来調達金利は特定更新等工事に係る債務を除くその他の債務の残高を示す収支予算の明細と同様に設定		

(2) 貸付期間の算出の基礎

(1)の考え方に基づき策定した機構の償還計画において、収支差で、【特定更新等工事に係る債務を除くその他の債務の残高を示す収支予算の明細】における債務残高を減少させ、追加事業を除く有利子借入金相当額を完済する。その後、同明細における追加事業及び【特定更新等工事に係る債務の残高を示す収支予算の明細】における有利子借入金相当額を返済し、完済の後、出資金相当額を減少させ、その額がなくなる日をもって、道路資産の貸付期間満了の日とする。